犯罪被害支援
シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

犯罪等の被害にあって困ったり苦しんでいる人たちに私たちができることがあります

犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族は決して特別な人ではありません。
ある日突然、犯罪等の被害にあい、その日を境に、これまで平穏だった生活は一変してしまいます。
犯罪等による「**直接的被害**」だけでなく、「**二次的被害**」に中・長期的に苦しみ、
不安や恐怖を抱きながらの生活を余儀なくされる場合も少なくありません。

二次的被害

- 心ない言動
- 再被害への恐怖
- 心身の不調
- 捜査・裁判の対応
- 過激報道
- 経済的な困窮

地域社会全体で、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族ご遺族を支えましょう

町民の皆さんへ

- あなたの寄り添う気持ちが必要です。どのようにすれば良いのか考え、少しずつ行動してみましょう！
- 被害前と同じように接しましょう。話しかけられた時は、じっくり話を聴きましょう。
- 被害にあわれた方の心情に配慮し、SNSなどへの書き込みはやめましょう。
- 犯罪被害者等支援に関する理解を深めましょう。

事業者の皆さんへ

- 事業活動は犯罪被害者等の気持ちに寄り添い、配慮して行いましょう。
- 犯罪被害者等の採用や、犯罪被害にあった従業員の勤務に配慮しましょう。（捜査や裁判への対応のための休暇の取得など）
- 犯罪被害にあった従業員が、福利厚生制度等を適切に利用できるように配慮しましょう。
- 犯罪被害者等支援の取組に積極的に協力し、理解を深めましょう。

2025年
（令和7年）
4月1日
制定

地域全体で犯罪の被害者やそのご家族を支え
みんなが安心して暮らせるよう

中富良野町犯罪被害者等支援条例を制定します

主な施策

- 見舞金の支給
- 相談及び情報の提供等
- 日常生活の支援
- 居住の安定
- 安全の確保
- 町民等及び事業者の理解の促進

遺族見舞金 30万円

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族に支給します。

傷病見舞金 10万円

犯罪行為により受けた負傷又は疫病（精神的な疫病を含む。）であって、その療養に要する期間がひと月以上であると医師により診断された犯罪被害者等に支給します。

その他用件がありますので、窓口へご相談ください。

犯罪にあわれた方や そのご家族、ご遺族へ

せつない気持ちや心配・不安なことなど、
ひとりで悩まず話してみませんか？

秘密は堅く守られますので
安心してご相談ください。

ご相談・お問合せ

［犯罪被害者支援総合窓口］ 中富良野町役場 2 階 総務課

Tel. 0167-44-2122

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

犯罪被害
そのものの
ご相談は警察へ

国・北海道における取組

北海道警察
犯罪被害者支援室

北海道家庭生活
総合カウンセリングセンター

警察庁
警察庁犯罪被害者等施策

北海道
犯罪被害者等への
支援に関する情報

法テラス
日本司法支援センター